

明 友 会 運 営 規 程

(事業目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人朋友会が開所する朋友会（以下事業所という）が、行う短期入所生活介護（以下事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が（以下短期入所生活介護従業者という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者員は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 1. 明 友 会
2. 横浜市旭区南本宿町125番1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。（全ての職種は富士見園と兼務）職員の定数は、横浜市による配置基準定数を下まわらない職員をおくものとする。

1 施設長 1名（管理者と兼務）
施設長は、施設全般の業務を掌把握し、職員の指導監査する。

2 事務員 1名
事務員は、施設の庶務、経理その他の事務に従事する。

3 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

4 医師 1名
医師は、利用者の健康管理及び診察に従事する。

5 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者に対するケースワークにあたる。

6 栄養士 1名
栄養士は、利用者のケアプランの実施、献立作成、栄養量計算及び給食記録、調理員の技術知識等の育成、給食業務全般並びに利用者の栄養相談、助言に従事する。

7 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する。

8 介護職員 24名
介護職員は、利用者のケアプランの実施、日常生活等の援助に従事する。

9 看護職員 3名
看護職員は、利用者のケアプランの実施、医師の診療の補助および看護並びに利用者、職員の保健衛生管理に従事する。

10 ケアマネージャー 1名
ケアマネージャーは、利用者のアセスメント、ケアプランの作成並びに実施、また、利用者援助を確実とするために問題解決技法の導入を推進し、ケアプラン等の情報を共有化できるような職員の育成、教育の任務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 1 営業日 年中無休
2 営業時間 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、6人とする。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用出来るよう必要な援助に努めなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、第1条に規程する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力病院への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(身体的拘束の禁止)

第11条 サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

2 身体的拘束等の行為を行った場合は、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、その他必要事項を書面に記録する。

(虐待防止)

第12条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 短期入所生活介護事業者は、非常災害その他緊急の事態に対し、取るべき処置について予め計画を立て、年2回以上、利用者及び職員の安全誘導避難訓練を行うとともに、所轄消防署と連絡を密にしなければならない。
- 2 短期入所生活介護事業者は、火災警報装置、消火設備及び避難設備について毎月1回以上点検又は調整を行わせ、屋内電気配線等火災発生の恐れのある個所については、隨時その点検も行わせなければならない。
- 3 短期入所生活介護事業者は、利用者に対し防災対策について、次の事項を周知徹底させなければならない。
- (1) 居室の内外を問わず、所定の場所以外において、ガス、電気器具その他の火気を一切使用してはならない。
 - (2) 施設内は全面禁煙とする。
 - (3) 非常災害訓練には、必ず従うよう誘導し、非常時に遺憾のないように努める。

(その他運営に関する重要事項)

- 第14条 短期入所生活介護事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修、採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修、隨時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、徹底させる。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人朋友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成13年5月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年5月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年9月1日より施行する。
この規程は、平成25年12月1日より施行する。
この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年4月1日より施行する。
この規程は、平成27年8月1日より施行する。
この規程は、平成28年2月1日より施行する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。
この規程は、平成30年8月1日より施行する。
この規程は、令和1年10月1日より施行する。
この規程は、令和2年8月1日より施行する。
この規程は、令和3年10月1日より施行する。
この規程は、令和5年4月1日より施行する。
この規程は、令和5年9月1日より施行する。
この規程は、令和7年1月1日より施行する。
この規程は、令和7年10月7日より施行する。

事業所名	明友会		
事業所番号	横浜市 1473200010		
所在地	〒241-0833 神奈川県横浜市旭区南本宿町125番1		
管理者	天野政人		
サービスの種類	短期入所生活介護		
営業日	毎日	営業時間	24時間

介護報酬に係わる費用		1割負担	2割負担	3割負担
基本額 (多床室) (1日あたり)	要介護1	656円	1,312円	1,968円
	要介護2	732円	1,463円	2,194円
	要介護3	811円	1,621円	2,432円
	要介護4	887円	1,774円	2,661円
	要介護5	962円	1,924円	2,886円
加算額	機能訓練体制加算(1日あたり)	13円	26円	39円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日あたり)	7円	13円	20円
	送迎加算(1回あたり)	201円	401円	601円
	※長期利用減算(連続30日以上31日以降の利用)(1日あたり)	▲33円	▲66円	▲98円
	※療養食加算(疾病にて特別食の方、1日あたり)	9円	18円	27円
	※緊急短期入所受け入れ加算(7日を限度として、やむを得ない事情がある場合14日を限度として)(1日あたり)	98円	196円	294円
	処遇改善加算(Ⅱ) 利用総単位数×136/1000	1割負担	2割負担	3割負担

施設利用料	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
住居費(1日あたり)	0円	430円	430円	430円	900円
食事代(1日あたり)	300円	600円	1000円	1300円	1820円

注1:「介護保険負担限度額認定証」の提示により減額された金額のお支払いとなります。

注2:第4段階の食費の内訳 朝食516円、昼食598円、おやつ108円、夕食598円提供した分のみ請求

その他の費用(利用希望のある場合)

① おやつ代	(1日あたり)	108円
② 床屋(月4回ボランティア)	理髪代実費	(別紙1参照)
③ 移動喫茶(月1回ボランティア)	飲食代実費	(別紙1参照)
④ 電気代(個人持ち家電製品:1日あたり)	25W:7円、50W:14円、61W:17円、100W:29円	

協力病院

さつき台診療所	横浜市港南区大久保3-39-6	045-845-2294
東戸塚記念病院	横浜市戸塚区品濃町548-7	045-825-2111
上白根病院	横浜市旭区上白根2-65-1	045-951-3221

領収書は再発行しませんので大切に保管して下さい。

事業所名	明友会		
事業所番号	横浜市 1473200010		
所在地	〒241-0833 神奈川県横浜市旭区南本宿町125番1		
管理者	天野政人		
サービスの種類	介護予防短期入所事業		
営業日	毎日	営業時間	24時間

介護報酬に係わる費用		1割負担	2割負担	3割負担
基本額 (多床室) (1日あたり)	要支援1	491円	982円	1,472円
	要支援2	611円	1,221円	1,831円
加算額	個別機能訓練体制加算 (1日あたり)	13円	26円	39円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日あたり)	7円	13円	20円
	送迎加算 (1回あたり)	201円	401円	601円
	※療養食加算(疾病にて特別食の方、1日あたり)	9円	18円	27円
	処遇改善加算(Ⅱ) 利用総単位数×136/1000	1割負担	2割負担	3割負担

施設利用料	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
住居費(1日あたり)	0円	430円	430円	430円	900円
食事代(1日あたり)	300円	600円	1000円	1300円	1820円

注1:「介護保険負担限度額認定証」の提示により減額された金額のお支払いとなります。

注2:第4段階の食費の内訳 朝食516円、昼食598円、おやつ108円、夕食598円提供した分のみ請求

その他の費用(利用希望のある場合)

① おやつ代	(1日あたり) 108円
② 床屋(月4回ボランティア)	理髪代実費(別紙1参照)
③ 移動喫茶(月1回ボランティア)	飲食代実費(別紙1参照)
④ 電気代(個人持ち家電製品:1日あたり)	25W:7円、50W:14円、61W:17円、100W:29円

協力病院

さつき台診療所	横浜市港南区大久保3-39-6	045-845-2294
東戸塚記念病院	横浜市戸塚区品濃町548-7	045-825-2111
上白根病院	横浜市旭区上白根2-65-1	045-951-3221

領収書は再発行しませんので大切に保管して下さい。

②床屋（月4回ボランティアの床屋による）

本人希望時（予約制：第3・第4土曜日、第2・第4日曜日）

散 髮（1回あたり）	1,800円
------------	--------

③喫茶店（月1回移動喫茶のボランティアにより）

本人希望時（第3水曜日）

コ 一 ヒ 一（1杯あたり）	コーヒー、お菓子等の 軽喫茶 「移動喫茶 木楽舎」 の当日メニューによる
紅 茶（1杯あたり）	
ジ ュ 一 ス（1杯あたり）	
お菓子詰め合わせ（1袋あたり）	
ケ 一 キ（1個あたり）	